

第六次春日井市総合計画 (骨子案)

平成29年5月

目 次

第1部	はじめに	2
第1章	総合計画の策定に当たって	3
1	計画策定の趣旨	3
2	計画の構成	3
3	計画の期間	4
第2章	総合計画策定の背景	5
1	本市の特性	5
2	本市を取り巻く社会経済情勢	5
3	本市の現状	8
第2部	基本構想	15
1	市の将来像	16
2	基本目標	17
第3部	基本計画	19
1	計画策定の趣旨	20
2	体系図	20
3	重点方針	22
4	各政策分野の取組み	23
①	防災・生活安全	24
②	健康・福祉	28
③	子ども	32
④	地域・文化・スポーツ	36
⑤	都市基盤・産業	40
⑥	環境	44
第4部	総合計画の実現に向けて	48
第1章	まちづくりの進め方	49
1	効果的・効率的な行政運営	49
2	市民協働の推進	50
3	地域資源を活用した活力の創出	50
第2章	総合計画の進行管理	51
1	成果指標の意義	51
2	推進体制	51

第1部 はじめに

総合計画（基本構想と基本計画）の策定に当たっての基本的事項について定めています。

第1章 総合計画の策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の構成
- 3 計画の期間

第2章 総合計画策定の背景

- 1 本市の特性
- 2 本市を取り巻く社会経済情勢
- 3 本市の現状

第1章 総合計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市は、1975年（昭和50年）に第一次総合計画を策定して以降第五次総合計画に至るまで、長期的な展望に立った基本構想において市の将来像を掲げ、誰もが暮らしやすいまちづくりを進め、人口31万人[※]を超える都市として着実に発展してきました。

※住民基本台帳に基づく人口：311,725人（2017年（平成29年）5月1日現在）

将来にわたって持続可能な都市を築くためには、これまでのまちづくりを尊重しつつ、新たなまちづくりを進めることが求められています。

こうしたなか、2011年（平成23年）の地方自治法の改正により基本構想の策定義務はなくなりましたが、本市においては、これからも総合的なまちづくりを計画的に進めるための指針が必要であるとの考えから、2016年（平成28年）12月に「春日井市総合計画策定条例」を制定し、今後も総合計画を市の最上位の計画として策定することとしました。

2 計画の構成

総合計画は、市政全般にわたる政策分野を網羅し、市の将来像や施策の基本的方向性などを総合的かつ体系的に示したもので、「基本構想」と「基本計画」により構成します。

(1) 基本構想

将来にわたって魅力あるまちづくりを行うため、市の将来像及びその実現のための基本目標を示します。

市民と行政が共有し、ともにまちづくりを進める上での指針となるものです。

(2) 基本計画

基本構想の実現に向けた施策を効果的に推進するため、施策の基本的な方向性及び体系を示し、総合的かつ計画的な行政運営を進める上での指針となるものです。

なお、基本計画に掲げた施策を推進するための事業は、社会経済情勢のほか、中長期的な財政見通しと施策の進捗状況を踏まえて、毎年度見直し、効果的に実施します。

総合計画

基本構想

市の将来像 長期的な視点で実現をめざす本市の将来の姿

基本目標 将来像の実現のためのまちづくりの基本目標とその政策方針

基本計画

重点方針 基本構想の実現に向けた施策展開において重要となる基本的方針

各政策分野の取組み 政策方針に基づく政策分野ごとのめざすまちの姿、現状と課題、施策とその基本的方向性

個別計画 個別の行政分野に係る計画

事業 基本計画に掲げた施策を推進するために実施する具体的な取組み

3 計画の期間

「基本構想」と「基本計画」の期間は、次のとおりです。

(1) 基本構想

2018年度から2037年度までの20年間とし、大規模な社会変化が生じた場合など必要に応じて見直しを行います。

(2) 基本計画

2018年度から2027年度までの10年間とし、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、中間年度など必要に応じて見直しを行います。

第2章 総合計画策定の背景

総合計画の策定に当たって、本市の特性や本市を取り巻く社会経済情勢などを整理し、新たなまちづくりに活かしていく必要があります。

1 本市の特性

本市は、中部圏最大の都市の名古屋市に隣接し、鉄道・道路・空港などの交通網と快適な都市基盤を備えた利便性のほか、豊かな自然に恵まれたまちであり、名古屋圏を代表する住宅都市として発展してきました。

多くの人が暮らしやすさを実感する都市としての利便性、良好な住環境、豊かな自然環境が本市の特性といえます。

2 本市を取り巻く社会経済情勢

(1) 少子高齢化の進行・人口減少社会の到来

我が国の人口は、2008年（平成20年）の約1億2,808万人をピークに減少に転じ、2053年には1億人を下回ると推計されています。また、晩婚化や未婚化などを背景とする出生率の低下により少子化が進行すると同時に、世界に類を見ない速さで高齢化が進行しており、高齢化率はさらに上昇すると推計されています。

こうした人口構造の変化により、年金や医療費などの社会保障費が増加するほか、労働力の減少による経済成長の低下、地域活動の担い手不足によるコミュニティの弱体化など、行政運営のほか地域経済や市民生活における様々な影響が懸念されています。

そのため、今までどおり少子高齢化を見据えた施策に取り組みながら、様々な社会経済情勢の変化に対応できるよう備えていくほか、人口増加や都市の成長・拡大を前提とした仕組みから、成熟した社会にふさわしい仕組みへと変革することが必要です。

(2) 安全・安心意識の高まり

2011年（平成23年）に発生した東日本大震災を契機に、防災に関する技術や体制への信頼が揺らぎ、我が国の防災対策に大きな転換を迫ることとなりました。その後も全国各地において地震や局地的豪雨などの災害が発生しています。特に東海地方においては、近い将来に南海トラフ巨大地震の発生が懸念されており、「自分の身は自分で守る」、「地域での助け合いが重要」といった防災意識が改めて強く認識されています。

また、子どもや女性、高齢者が被害者となる事故や犯罪が後を絶たず、交通事故や巧妙化する犯罪など市民に及びうるリスクも多様化・複雑化しています。

本市においては、こうした災害やリスクから市民の生命と生活を守ることが自治体としての大きな責務ととらえ、危機管理体制を一層強化するとともに、地域力の向上による安全・安心なまちづくりを進める必要があります。

(3) 価値観・ライフスタイルの多様化

経済成長や人口増加の右肩上がりの時代において、物質的な豊かさや生活の利便性が向上するほか、平均寿命の延伸、核家族化の進展などもあり、個人の価値観やライフスタイルが大きく変化しました。

そして、現在の成熟した社会において、人々の価値観は、「心の豊かさ」や「生活の質の向上」を求める傾向が強まり、近年では、ワーク・ライフ・バランスが重視され、ライフスタイルは一層多様化しています。特に都市型のライフスタイルの広がりには、以前は家庭内で行われていた子育てや介護の社会化のほか、晩婚化や未婚化などを背景とする出生率の低下や、地域社会とのつながりの希薄化などを招いています。

こうした価値観やライフスタイルが多様化するなかで、多様化する市民ニーズに的確に対応するほか、誰もが尊重され、生きがいを持って暮らすことができる社会や、個人の多様な価値観を認め合い、個性と能力を十分に発揮できる社会を実現する必要があります。

(4) 地域経済を取り巻く環境の変化

我が国の経済は、グローバル化の進展に伴い経済活動の機会の拡大と同時に国際競争が激化し、海外経済の動向や為替などの影響を受けるリスクも拡大しています。また、少子高齢化の進行や情報通信技術の急速な進歩を背景に、医療や福祉、通信分野などのニーズの高まりなど、産業構造が変化しています。

一方、2020年に開催されるオリンピック・パラリンピック東京大会や2026年に愛知県と名古屋市で開催されるアジア大会、2027年に開業を予定するリニア中央新幹線を見据えた動きも進んでおり、社会経済の交流の拡大が見込まれています。

本市においては、自動車や航空機など世界有数のモノづくりの集積拠点である名古屋大都市圏の中で持続的に発展するため、企業誘致や企業の成長支援などにより産業を活性化し、税収や雇用の確保、にぎわいの創出を図る必要があります。

(5) 環境・エネルギー問題への意識の高まり

世界人口の増加や経済成長を背景とした環境負荷の増大、地球温暖化の進行、生物多様性の危機、資源やエネルギーの大量消費など、地球規模での環境問題が顕在化しているため、これらへの対応が急務となっています。また、東日本大震災を契機に、原子力発電や化石燃料に依存しない省エネルギーの取組みと太陽光などの再生可能エネルギーの活用が進んでいます。

本市においても、かけがえのない地球環境を守り、将来の世代に引き継いでいくため、市民一人ひとりが日常生活の中で、地球にやさしい賢い選択を行って、環境負荷の低減に努めるとともに、社会全体で低炭素社会の実現や生物多様性の保全、循環型社会の実現に取り組んでいくことが必要です。

(6) 急速に進歩する情報通信技術

スマートフォンやタブレット端末を始めとする情報通信機器の普及やインターネットを介した多種多様なサービスの発達により、様々な生活の場面で利便性が向上し、誰もがいつでも必要な情報を得ることや新たなつながりを形成することが可能となりました。近年では特に、あらゆるものがインターネットにつながるIoT (Internet of Things)、ビッグデータ、AI (人工知能。Artificial Intelligence) といった新たなICT (情報通信技術。Information and Communication Technology) の目覚ましい進展が注目されています。

こうした情報通信技術が急速に進歩するなかで、本市においては、ICTの活用を推進し、市民が利用しやすい情報や市民サービスの提供、行政運営の効率化が求められる一方で、セキュリティの確保や個人情報の保護などへの対応が必要です。

3 本市の現状

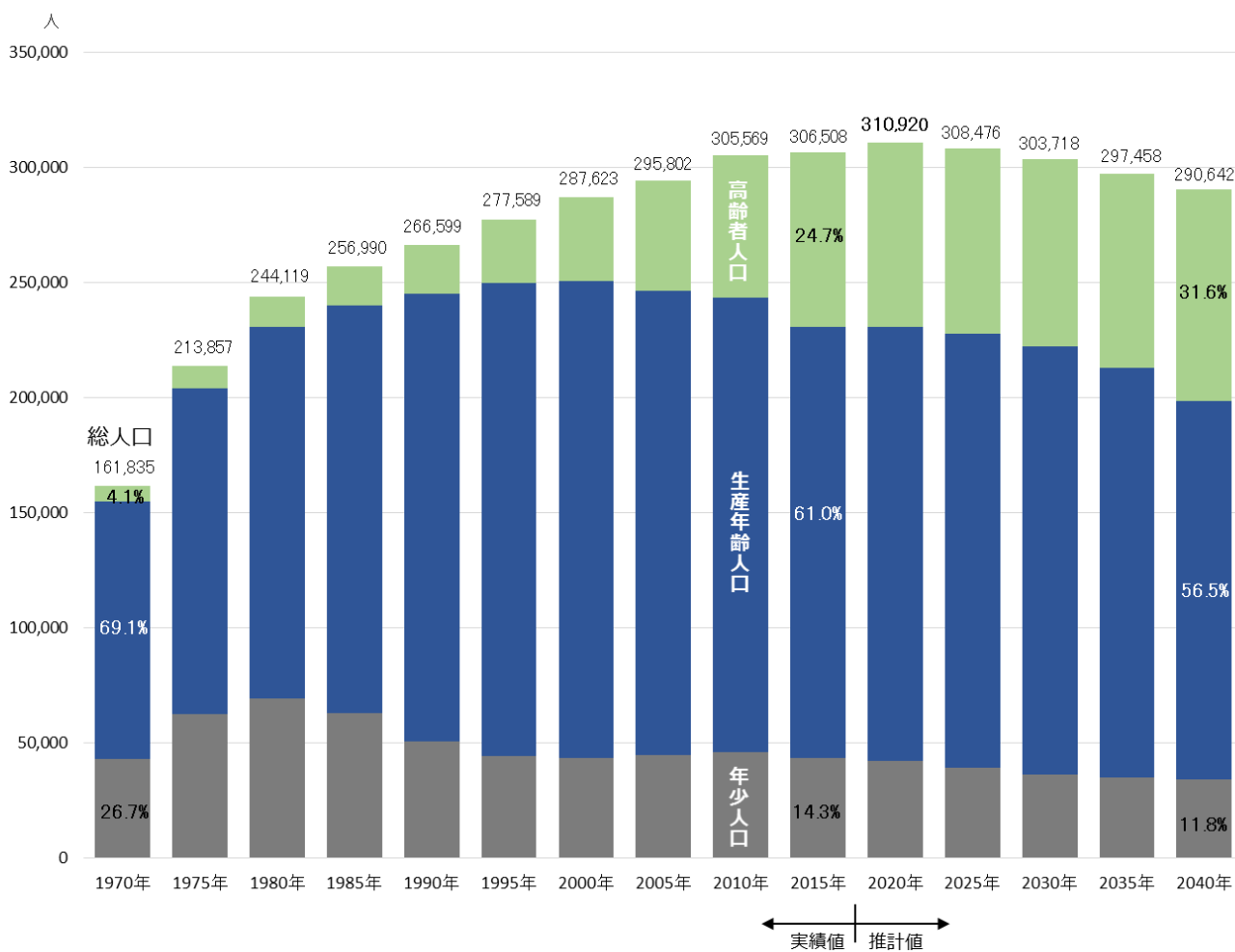
(1) 人口

多くの市町村において既に人口減少が進むなか、本市の人口は増加しており、2020年をピークとしてその後は緩やかに人口減少が進むことが見込まれます。

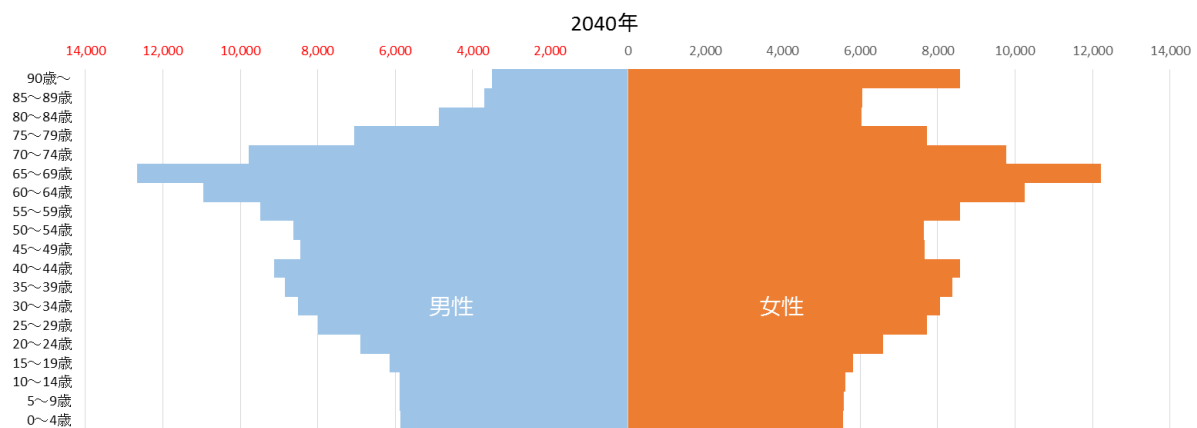
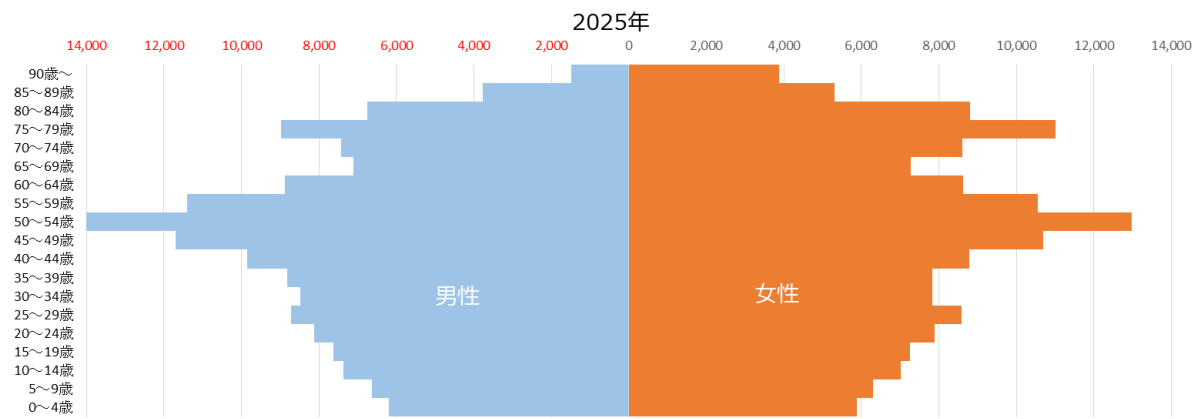
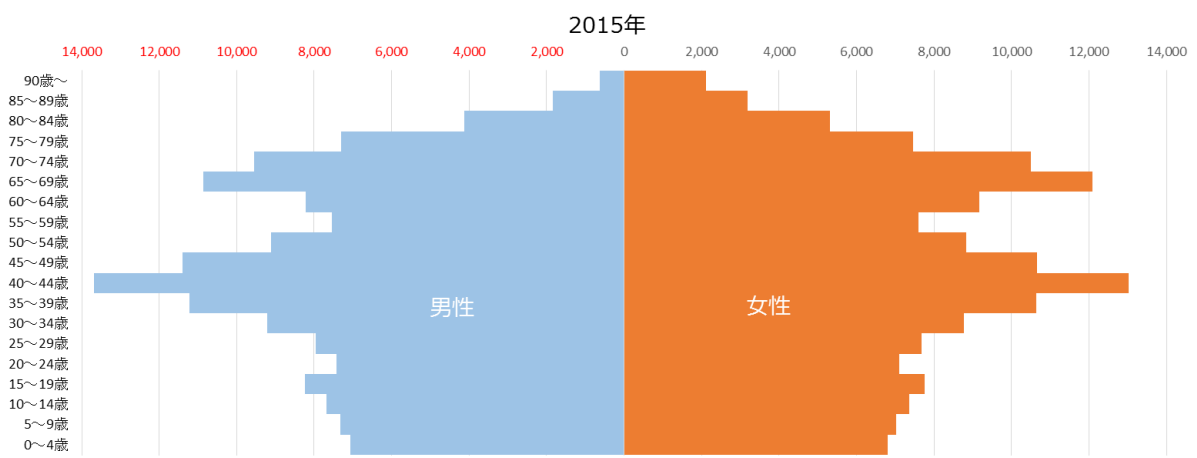
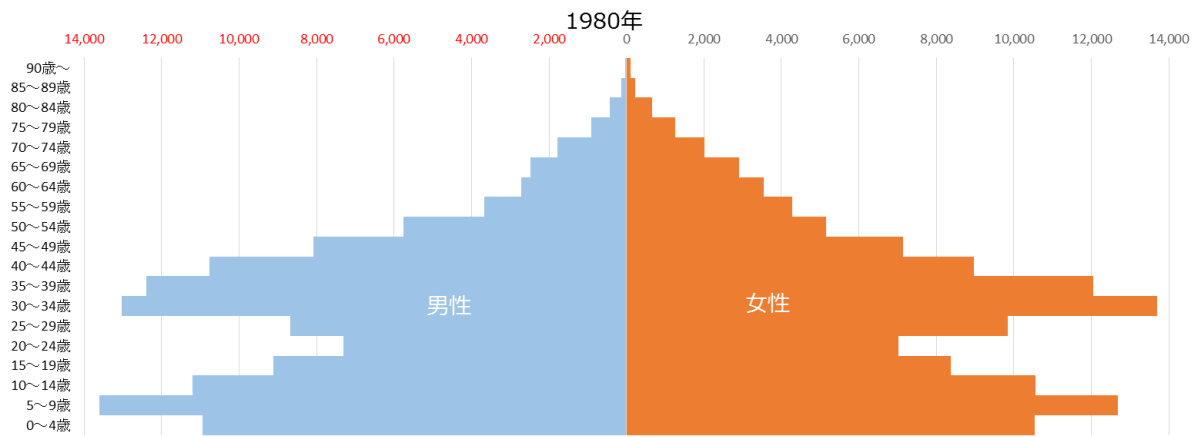
また、人口構成は、生産年齢人口（15～64歳の人口）と年少人口（15歳未満の人口）が減少する一方で、高齢者人口（65歳以上の人口）が増加し続ける見込みであり、少子高齢化が確実に進行します。

本市が将来にわたって持続して発展をするためには、人口減少に少しでも歯止めをかけるだけでなく、少子高齢化や人口減少に的確に対応したまちづくりが必要となります。

【人口の推移と推計】 出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の推計値



【人口構成の比較】 出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所の推計値



(2) 財政状況（平成27年度決算）

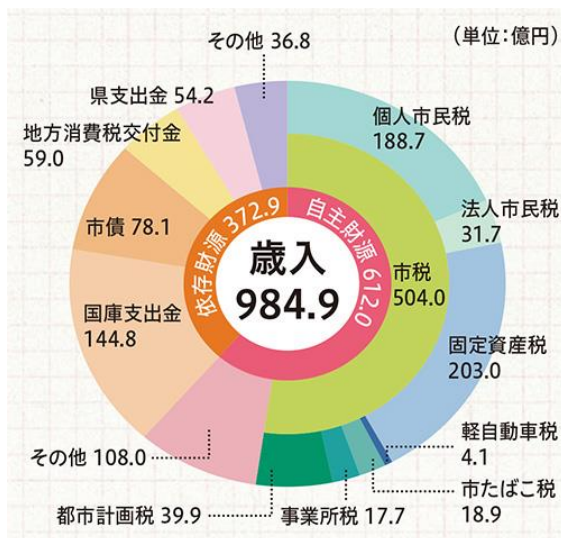
歳入については、自主財源が60%を超えており、そのうち市税収入が増加傾向です。今後は、労働人口の減少に伴う市税収入の減少も懸念され、自主財源の大きな伸びを期待することはできません。

歳出については、義務的経費（毎年必ず支出が義務付けられ任意に削減できない経費）が50%近くを占めており、そのうち約50%が扶助費（社会福祉や児童福祉などに係る経費）となっています。

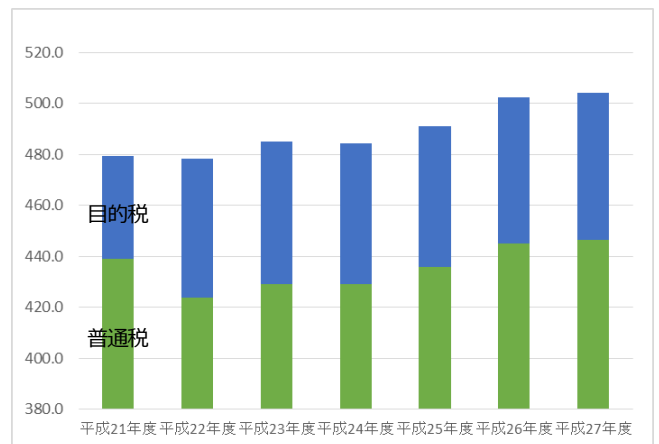
財政状況については、国の制度改正や経済状況などの影響に左右されるため、長期的な推計は困難ですが、今後も、扶助費の増加に伴う義務的経費の増加や公共施設等の老朽化に伴う維持管理費の増加が見込まれます。

このため、引き続き、限られた財源の中で、行政運営や市民生活における様々な影響に適切に対応することが必要です。

【歳入の状況】



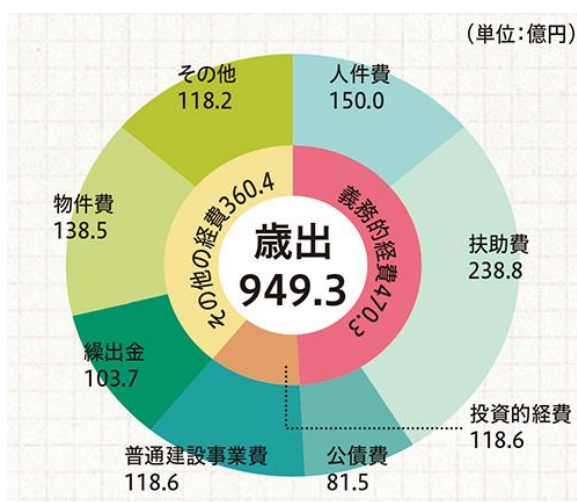
【市税収入の推移】



目的税 事業所税、都市計画税

普通税 個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税

【歳出の状況】

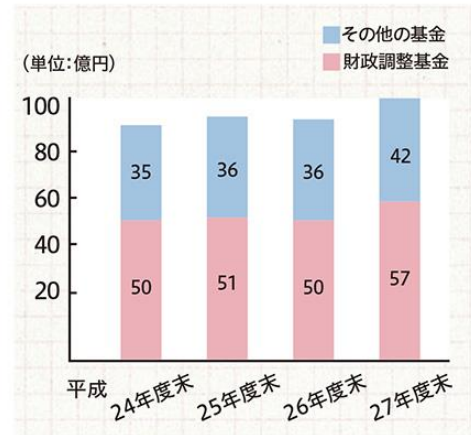


【基金残高の推移】

基金は、家計の貯金に当たり、災害などの想定外の支出に対する備えや予定する収入が確保できない場合に使用するほか、特定の目的を達成するために必要となる財源として積み立てを行っています。

基金残高は、近年増加しています。

今後の新たな財政需要に的確に対応していくため、引き続き適正な基金残高の確保が必要です。

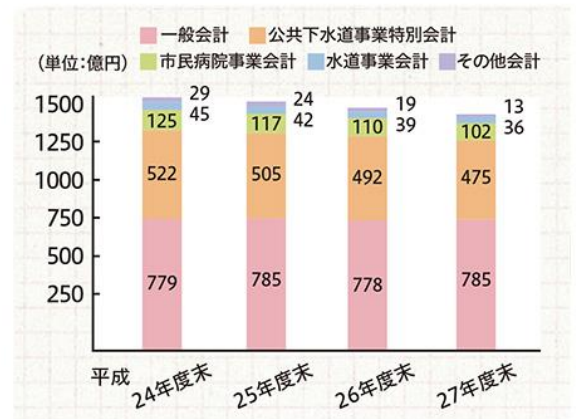


【市債残高の推移】

市債（借入金）は、家計の借入に当たり、長期間使用する公共施設を整備する際に、世代間の費用負担の公平を図るため活用します。

市債残高は、近年減少しています。

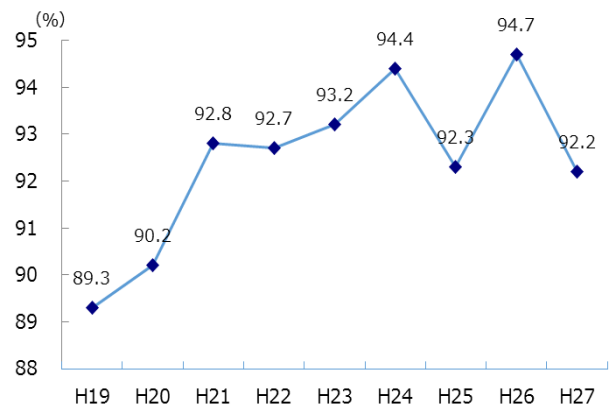
建設事業の財源として市債の適切な活用を図るとともに、普通交付税の代替財源としての臨時財政対策債も活用するなかでの市債残高の適正管理が必要です。



【経常収支比率】

経常収支比率は、義務的経費に、市税などの自主財源（市税や寄附金、使用料など市が自主的に収入できる財源）がどの程度使われているかを示す指標で、この数値が低いほど、弾力的な財政運営が可能といえます。

今後も高い水準で推移することが見込まれるため、現状の水準を維持することが求められます。



(3) 市民意識

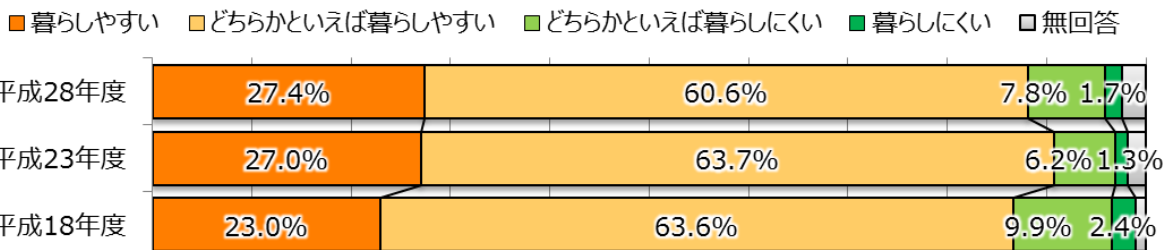
第五次総合計画の検証と本計画の策定に当たって、本市の暮らしやすさや、行政施策に対する満足度、今後のまちづくりなどについて、アンケートによる市民意識調査を行いました。

多くの市民が「暮らしやすさ」を実感しているため、今後は、人口減少や厳しい財政状況が予想されるなか、今までに築き上げた魅力（暮らしやすさ）をしっかり維持し、持続可能なものとして引き継いでいく必要があります。

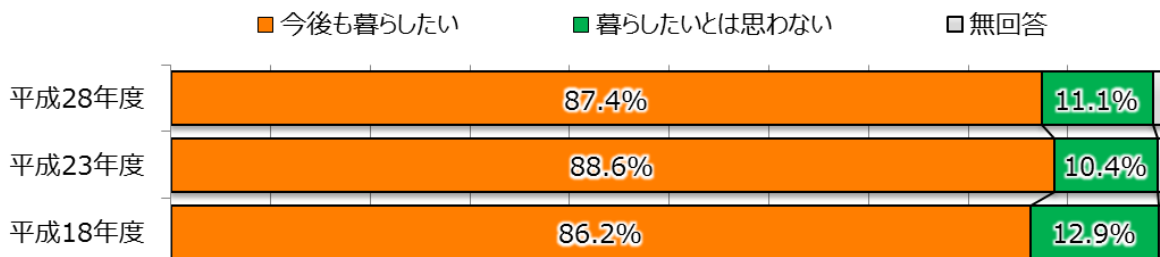
【調査概要】

	市民	小中学生
調査対象	18歳以上の市民 12,000人(無作為抽出)	小学5年生・中学2年生 532人
調査期間	平成28年7月19日～8月8日	平成28年7月1日～7月20日
回収結果	4,836票 (40.3%)	488票 (91.7%)

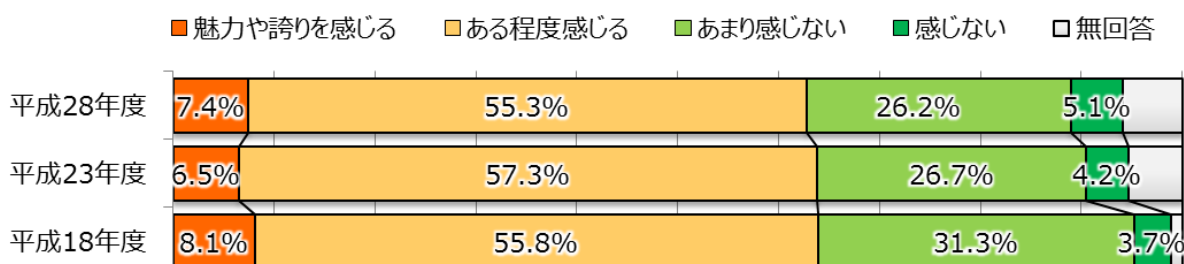
【暮らしやすさ】市民の約9割が、本市を暮らしやすいまちと感じています。



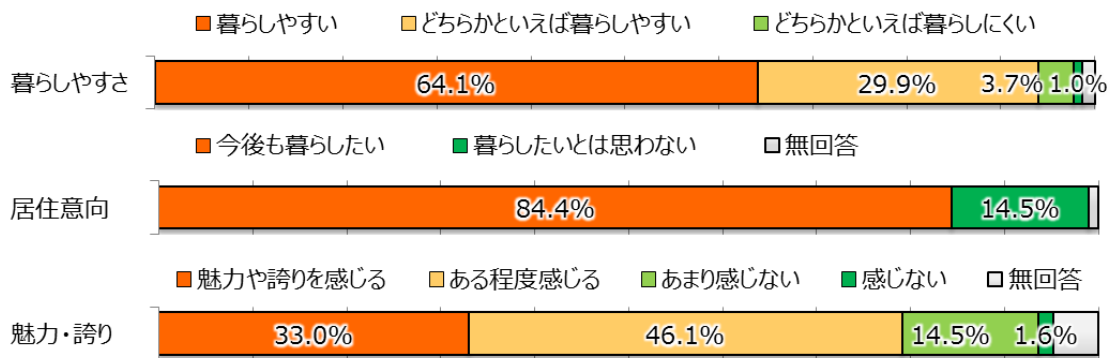
【居留意向】市民の約9割が、本市で今後も暮らしたいと思っています。



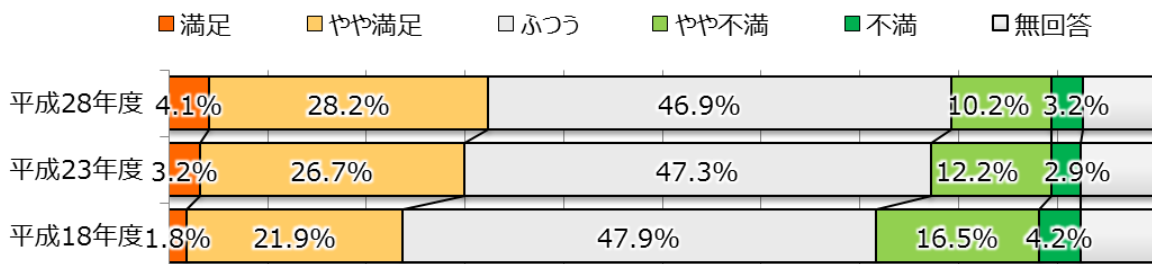
【魅力・誇り】市民の6割以上が、本市に魅力や誇りを感じています。



【小中学生】小中学生の9割以上が本市は暮らしやすく、今後も本市で暮らしたいと思っており、約8割が魅力や誇りを感じています。



【市政に対する満足度】市民の満足度は、徐々に高まっています。



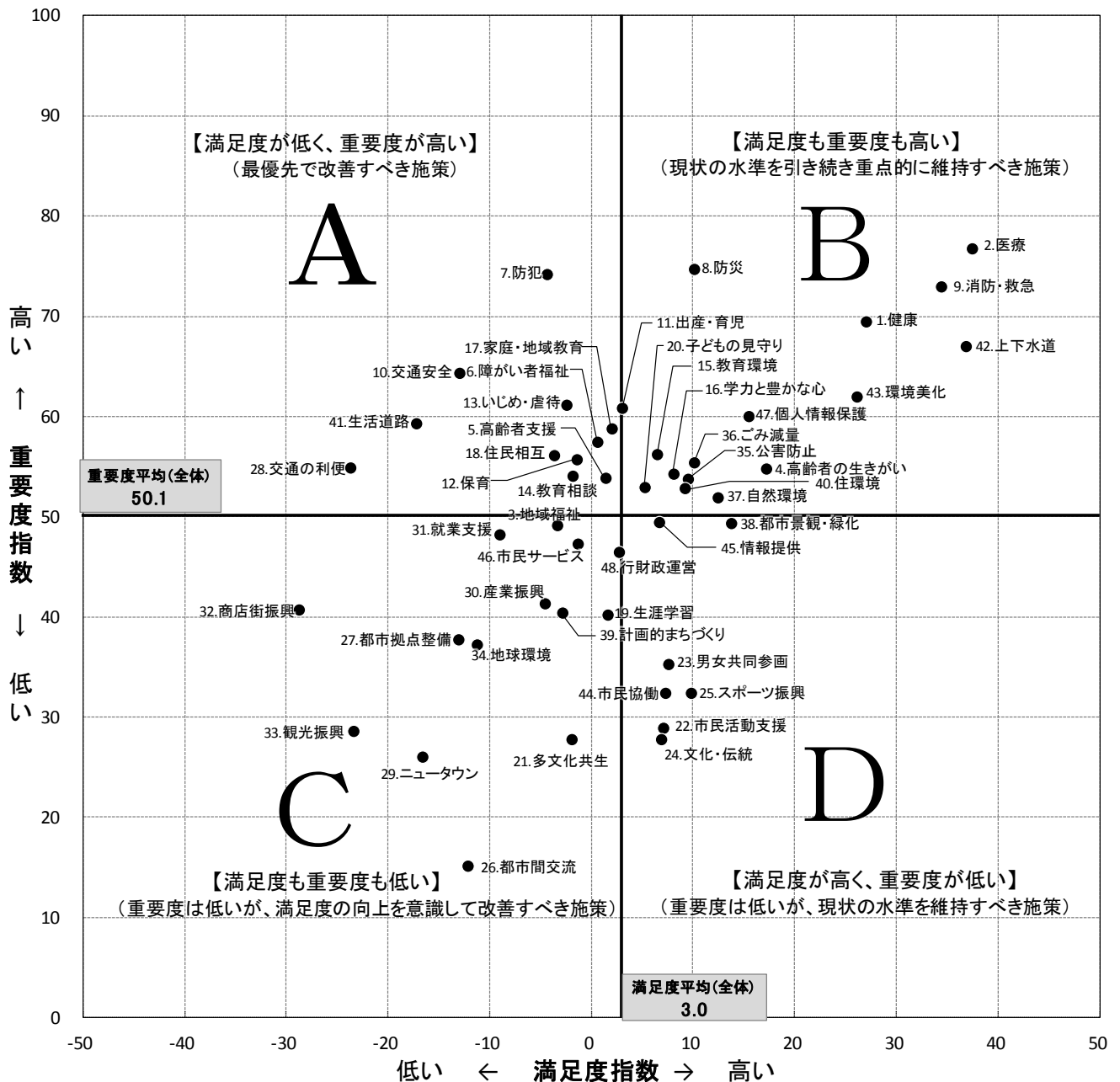
【今後重要な分野】安全、高齢者福祉、子育て、交通の利便性などの施策の充実が求められています。

順位	今後重要な分野	割合
第1位	安全なまちづくり	54.5%
第2位	高齢者福祉の充実	45.8%
第3位	子育て支援・教育の充実	42.0%
第4位	交通の利便性の向上	39.0%
第5位	経済の活性化	19.9%
第6位	環境の保全	16.3%
第7位	高蔵寺ニュータウンの活性化	14.6%
第8位	施設の老朽化対策	9.5%
第9位	市民の憩いの場の提供	9.4%
第10位	文化・スポーツ活動の促進	9.3%

※その他に、行財政改革、市民活動の推進、シティプロモーションなど（複数回答）

【満足度指数と重要度指数による各施策の評価】

Aの領域に含まれる施策は、取組みに対する満足度は低いものの重要性の認識は高いため、他領域の施策と比べて優先した対応が望まれるものです。防犯や交通に関する施策が最優先で改善すべきものとして求められています。



第2部 基本構想

将来にわたって魅力あるまちづくりを行うため、市の将来像及びその実現のための基本目標を示します。

市民と行政が共有し、ともにまちづくりを進める上での指針となるものです。

- 1 市の将来像
- 2 基本目標

1 市の将来像

(仮題) 暮らしやすさ と 幸せ をつなぐまち かすがい

【将来像に込めた思い】

私たちのまち春日井は、日本のほぼ中央部に位置する名古屋圏を代表する住宅都市として発展してきました。充実した交通網、豊かな自然などの恵まれた地理的条件を活かし、都市基盤整備を推進し、質の高い住環境と快適な都市空間の形成に努めてきた結果、選ばれるまちとして「暮らしやすさ」という魅力を磨きあげてきました。

この恵まれた環境に甘んずることなく、先人たちが築き上げた「春日井」に感謝し、愛着と誇りを抱き、次世代へ私たちのふるさとを引き継いでいかなければなりません。

住み慣れたまちで安心して年齢を重ねること、子どもが健やかに育つこと、人と人のつながりや生きがいを持つこと、いつまでも豊かな自然のもと快適な環境で過ごすことは、いつの時代にあっても私たちの願いです。

これらを実現するためには、生活を支える安定した社会を構築した上で、さらなるまちの魅力を高め、多くの市民が「暮らしやすさ」を感じるまちとすることが重要です。

そして、「暮らしやすさ」とともに、その先にある「幸せ」を多くの市民が実感できるまちにしていくことも大切です。

「幸せ」の形は人それぞれです。健やかに生きること、いつもどおりの生活の中で小さな喜びを感じることに、あたたかな笑顔がそばにあること、希望を持つこと、夢を実現すること、誰かの喜ぶ顔を見ること・・・ 「幸せ」は、私たち一人ひとりの心を豊かにし、人生を豊かにし、暮らしに彩りを添えます。

いろいろな形の「幸せ」を増やし、色彩を帯びた一人ひとりの暮らしをたくさん集めることで、まちがカラフルとなり、さらなるまちの「魅力」につながります。

世代を超えて誰もが「暮らしやすさ」と「幸せ」を実感できるまちづくりを行い、これらを人から人へ、家族から地域へ、今から未来へつないでいくことを目指します。

2 基本目標

「暮らしやすさ と 幸せ をつなぐまち かすがい」を実現するため、長期的な視点に立ち、次の4つの基本目標を掲げ、総合的なまちづくりを展開します。

- ・基本目標1 安全・安心なまち
- ・基本目標2 子どもの笑顔があふれるまち
- ・基本目標3 思いやりと生きがいがあるまち
- ・基本目標4 活力とやすらぎのあるまち

基本目標1 安全・安心なまち

生活と健康を守り、生涯にわたって幸せに暮らすことができるまちを実現します。

政策方針

- (1) 自助・共助・公助の切れ目ない連携に基づく災害に強いまちづくり
- (2) 市民・地域・行政が一体となり、犯罪や交通事故を減らす安全なまちづくり
- (3) 誰もがいつでも「健康」を意識し、生涯にわたり健康づくりに取り組むことができるまちづくり
- (4) 高齢者や障がいのある人が安心して社会に参加することができ、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくり

基本目標2 子どもの笑顔があふれるまち

安心して子どもを産み、育てることができ、やさしさとたくましさを持った子どもを育むまちを実現します。

政策方針

- (1) 安心して子どもを産み、育てることができる環境の中で、全ての子どもがいきいきと育ち、全ての子育て家庭がいきいきと過ごせるまちづくり
- (2) 社会全体で良質な学びの場を提供し、次世代を担う子どもの健やかな心身と確かな学力を育むことができるまちづくり

基本目標3 思いやりと生きがいがあるまち

思いやりが人と人をつなぎ、一人ひとりが輝くまちを実現します。

政策方針

- (1) 地域の課題解決に向けて、市民・地域・行政がそれぞれの特性を活かした連携ができるまちづくり
- (2) 誰もが思いやりの心を持って、互いを尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができるまちづくり
- (3) 誰もが「いつでも」、「どこでも」、「いつまでも」生きがいを持って楽しみ、心豊かに暮らすことができるまちづくり

基本目標4 活力とやすらぎのあるまち

「春日井」の魅力を明日へつなぎ、みんなで未来を創るまちを実現します。

政策方針

- (1) 快適な都市基盤の整備と自然環境の保護のもと、まちと自然が調和した持続可能なまちづくり
- (2) 充実した交通網を活かした活発な産業とにぎわいのもと、安心して働けるまちづくり
- (3) 市民一人ひとりが環境にやさしい行動を実践し、豊かな自然と快適な生活環境を次世代につなげるまちづくり

第3部 基本計画

基本構想の実現に向けた施策を効果的に推進するため、施策の基本的な方向性及び体系を示し、総合的かつ計画的な行政運営を進める上での指針となるものです。

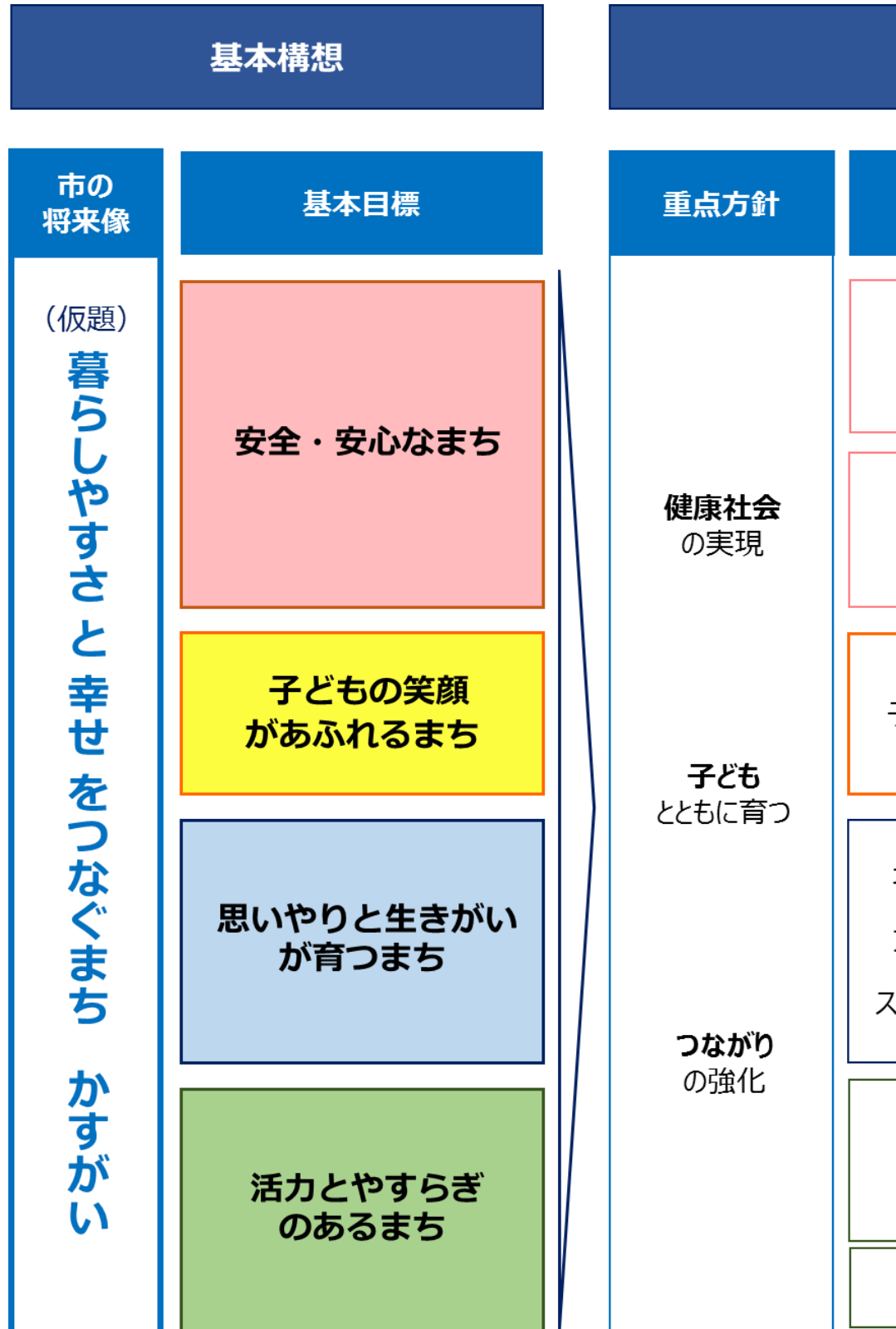
- 1 計画策定の趣旨
- 2 体系図
- 3 重点方針
- 4 各政策分野の取組み
 - ① 防災・生活安全
 - ② 健康・福祉
 - ③ 子ども
 - ④ 地域・文化・スポーツ
 - ⑤ 都市基盤・産業
 - ⑥ 環境

1 計画策定の趣旨

基本構想では、市の将来像と4つの基本目標を掲げました。

基本計画では、この4つの基本目標を実現するために推進する施策を体系的に示す

2 体系図



とともに、基本計画の期間内（2020年度～2029年度）における重要となる基本的方針（重点方針）と、市政全般にわたる施策の基本的な方向性を示します。

基本計画

めざすまちの姿		施策
防災 ・ 生活 安全	災害に対する備えができて いるまち	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災対策の充実 ・防犯力の向上 ・交通安全対策の強化
	犯罪や交通事故が少ない まち	
健康 ・ 福祉	健康を大切にするまち	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりの推進と地域医療の確保 ・高齢者福祉の充実 ・障がい者福祉の充実 ・地域での支え合いの推進
	福祉や医療が充実したま ち	
子ども	子どもの成長を応援する まち	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て子育て支援の充実 ・良好な教育環境の整備
	子どもの可能性を広げる まち	
地域 ・ 文化 ・ スポーツ	人を思いやり、ともに助け 合うまち	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティの活性化と市民参加の促進 ・ダイバーシティの推進 ・文化・スポーツ、生涯学習の推進
	誰もが尊重され大切にさ れるまち	
	文化・スポーツに親しむま ち	
都市 基盤 ・ 産業	快適な住環境が整ったま ち	<ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤整備の推進 ・産業の振興と安心して働ける環境づくりの推進
	活力を生み、人が集い交 流するまち	
環境	環境にやさしいまち	<ul style="list-style-type: none"> ・生活と自然の共生 ・ごみ減量とまちの美化の推進

3 重点方針

基本計画では市政全般にわたる施策を掲げており、全ての施策を有機的に関連させながら総合的に取り組んでいく必要があります。

一方で、市民満足度の向上と本市の課題を克服する上で効果が高いと期待される取組みについては、横断的な推進体制のもとで効果的・効率的に展開する必要があります。

基本構想の実現に向けた施策を展開するに当たり、「少子高齢化」、「人口減少」、「健全な財政運営」を共通課題とした上で、次のとおり重点方針を3つ定め、基本計画の期間内において、様々な施策における取組みを積極的に展開します。

(1) 健康社会の実現

健康は、ひとつの財産であり、幸せの原点であります。

生涯にわたって健康に生活できることは、自分や家族の「幸せ」であるとともに、生きがいつくりやまちの輝きにつながります。

今後も高齢化が進行するなかで、健康で暮らすこと、生きがいを持って暮らすこと、元気に暮らすことができるまちをつくることが重要となります。

(2) 子どもとともに育つ

子どもは、社会の宝であり、家族をつなぎ、地域をつなぐ「かすがい」となります。

将来にわたり輝くまちを築くためには、未来を担う子どもを社会全体で健やかに育むことが大切であり、子育て子育て環境を充実させることはもちろん、子どもから信頼される大人になるほか、信頼される地域、信頼される社会を築き、子育て世代にとって魅力のあるまちをつくることが重要となります。

(3) つながりの強化

「困ったときに助け合う」。家族や地域などで育ててきた「つながり」は、私たちの生活の支えになるとともに、「暮らしやすさ」や「幸せ」にもつながるものです。

地域における人間関係の希薄化が指摘されるなか、防災、福祉、子育てなど様々な分野において、人と人のつながりがさらに求められるため、身近なつながりを大切にすること、目的に応じた新たなつながりを築くことが重要となります。

4 各政策分野の取組み

基本構想で掲げた基本目標の実現に向けた政策方針について、6つの分野に分けて、それぞれの現状と課題を整理し、推進すべき施策とその基本的な方向性などを示します。

各政策分野の取組みの見方

基本目標 1 安全・安心なまち

1 防災・生活安全

めざすまちの姿

- 災害に対する備えができています
- 犯罪や交通事故が少ないまち

現状と課題

1 防災

①平成23年の東日本大震災を契機に市民の防災意識は向上したものの、災害への備えをしている家庭は半数程度に留まっているため、継続的に市民の防災意識を高める必要があります。

②南海トラフ巨大地震の発生が懸念されているため、東日本大震災などの教訓を踏まえた都市基盤の安全性を確保するとともに、自助・共助・公助による総合的な防災・減災対策を行う必要があります。

③近年、全国各地で局部的豪雨などによる被害が多発しているため、被害の軽減に向けた対策と災害時における体制づくりが必要です。

④地球環境や世界情勢の変化などによる新たな危険性が懸念されるため、日頃から市民の健康や生命を守るための対策を進める必要があります。

2 防犯

①犯罪の発生件数は減少傾向にありますが、犯罪手口が巧妙化し、自動車盗難や空き巣、特殊詐欺等の犯罪が多発しているほか、消費者トラブルは増加・多様化しているため、市民が安心して生活できるための取組が必要です。

3 交通安全

①交通事故死者数が13年連続ワースト1である愛知県の中でも、本市の人身事故発生率は愛知県平均よりも高い状況であり、市民意識調査においても最優先で改善すべき施策の1つとして掲げられるため、市民や関係機関と一体となって交通事故を減らすことが急務となります。

災害への備えをしている家庭の割合 (%)

最大震度	6弱
全壊・焼失棟数	約800棟
死者数	約30人

犯罪発生件数

交通事故発生率

5 成果指標

	成果指標	現状	目標
防災			
防犯			
交通安全			

6 市民ができること

- 災害時に備えて生活物資の備蓄や避難経路の確認を行うこと
- 災害時に協力できるよう普段から近所の人とあいさつを交わし、地域の防災訓練に参加すること

7 地域ができること

- 地域で防災訓練を実施すること
- 民生委員などと協力して災害時の要配慮者を把握・共有し、避難誘導を支援すること

8 関連する主な個別計画

- 春日井市地域防災計画(地震・風水害等；昭和46年度～、原子力；平成25年度～)
- 春日井市業務継続計画【地震編】(平成26年度～)

1 **政策分野**
政策方針に基づく政策の分野です。

2 **めざすまちの姿**
この政策分野でめざす本市の将来の姿です。

3 **現状と課題**
この政策分野を取り巻く現状と課題をまとめています。

4 **施策(市の取組み)**
「めざすまちの姿」を実現するために、主に市が取り組む施策とその基本的な方向性を示しています。

5 **成果指標**
成果を重視した効果的な施策を展開するため、成果を測定する指標を設定しています。

6 **市民ができること**
「めざすまちの姿」を実現するために、市民一人ひとりができることを例示しています。

7 **地域ができること**
「めざすまちの姿」を実現するために、地域の方ができることを例示しています。

8 **関連する主な個別計画など**
この政策分野に関連する主な個別計画などを示しています。

1 防災・生活安全

1 防災・生活安全

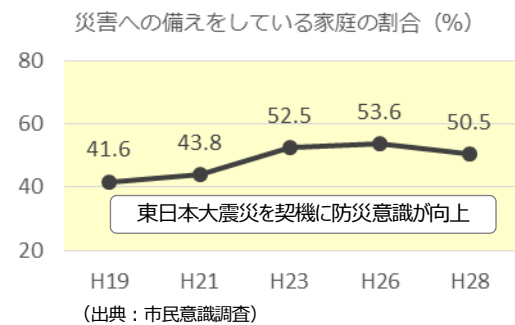
めざすまちの姿

- 災害に対する備えができているまち
- 犯罪や交通事故が少ないまち

現状と課題

1 防災

- ①平成23年の東日本大震災を契機に市民の防災意識は向上したものの、災害への備えをしている家庭は半数程度に留まっているため、継続的に市民の防災意識を高める必要があります。
- ②南海トラフ巨大地震の発生が懸念されているため、東日本大震災などの教訓を踏まえた都市基盤の安全性を確保するとともに、自助・共助・公助による総合的な防災・減災対策を行う必要があります。
- ③近年、全国各地で局地的豪雨などによる被害が多発しているため、被害の軽減に向けた対策と災害時における体制づくりが必要です。
- ④地球環境や世界情勢の変化などによる新たな危険性が懸念されるため、日頃から市民の健康や生命を守るための対策を進める必要があります。

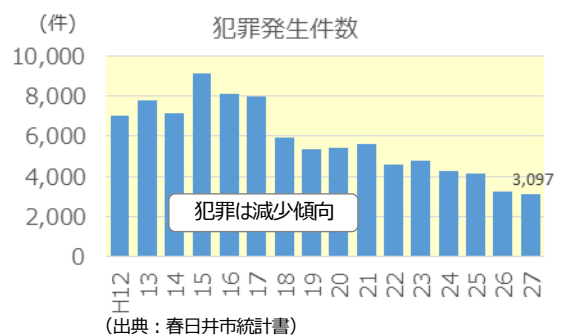


南海トラフ巨大地震被害想定（春日井市）	
最大震度	6弱
全壊・焼失棟数	約800棟
死者数	約30人

※平成 26 年 5 月 30 日愛知県防災会議公表
 (理論上最大想定モデル、陸側ケース、冬夕方 18 時)
 (出典：春日井市地域防災計画(地震災害対策計画))

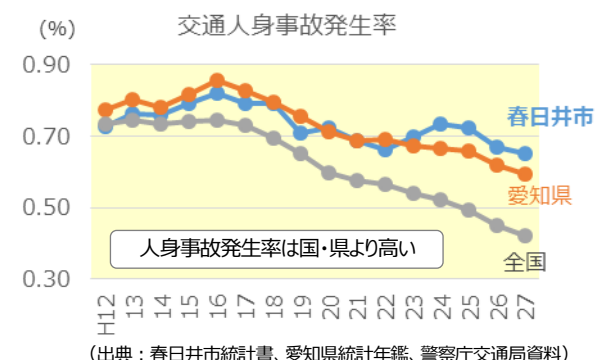
2 防犯

犯罪の発生件数は減少傾向にありますが、犯罪手口が巧妙化し、自動車盗難や空き巣、特殊詐欺などの犯罪が多発しているほか、消費者トラブルは増加・多様化しているため、市民が安心して生活できるための取組が必要です。



3 交通安全

交通事故死者数が13年連続ワースト1である愛知県の中でも、本市の人身事故発生率は愛知県平均よりも高い状況であり、市民意識調査においても最優先で改善すべき施策の1つとして掲げられるため、市民や関係機関と一体となって交通事故を減らすことが急務となります。



施策（市の取組み）

1 防災・減災対策の充実

- ①自らの防災・減災の行動につながるよう市民意識の向上を図るとともに、自主防災組織の活動支援や人材育成など地域の防災力の強化を促進します。
- ②災害による被害を最小限とするため、公共施設等の耐震化や防災設備の充実を図るほか、災害発生時における迅速かつ円滑な対応を行うための体制を整備します。
- ③台風や局地的豪雨による浸水被害を軽減するため、河川の維持管理や雨水対策施設の充実などの治水対策を推進します。
- ④自然災害だけでなく大規模な感染症などの有事や火災などの日常的災害に対応するため、予防意識の向上を図るとともに、危機管理対策や消防・救急体制の充実を図ります。

2 防犯力の向上

- ①多様化する犯罪を未然に防ぐための情報発信と情報共有による防犯意識の向上を図るとともに、地域における自主的な防犯活動を支援し、犯罪をつくり出さない環境づくりを推進します。
- ②消費者トラブルの未然防止や被害の軽減・回復を図るため、関係機関との連携を強化し、消費者の意識啓発や相談体制の充実を図ります。

3 交通安全対策の強化

- ①交通事故を減らすため、地域や学校における交通安全教育の実施や警察などの関係機関との連携を強化し、交通安全意識と交通安全マナーの向上を図ります。
- ②交通安全施設の整備や交通事故防止対策など生活道路の安全確保を図るとともに、歩行者や自転車利用者の安全対策を行い、事故が発生しにくい環境づくりを推進します。

成果指標

	成果指標	現状	目標
防災			
防犯			
交通安全			

市民ができること

- 災害時に備えて生活物資の備蓄や避難経路の確認を行うこと
- 災害時に協力できるよう普段から近所の人とあいさつを交わし、地域の防災訓練に参加すること
- 近所での声かけや防犯パトロールに参加すること
- 交通ルールとマナーを守り、思いやりのある自動車や自転車の運転を心がけること

地域ができること

- 地域で防災訓練を実施すること
- 民生委員などと協力して災害時の要配慮者を把握・共有し、避難誘導を支援すること
- 学校や町内会などで犯罪や事故が多発している場所などの情報を共有し、パトロールや見守りを行うこと

関連する主な個別計画など

- 春日井市地域防災計画（地震・風水害等：昭和46年度～、原子力：平成25年度～）
- 春日井市業務継続計画【地震編】（平成26年度～）
- 春日井市耐震改修促進計画（平成25～32年度）
- 第10次春日井市交通安全計画（平成28～32年度）

2 健康・福祉

2 健康・福祉

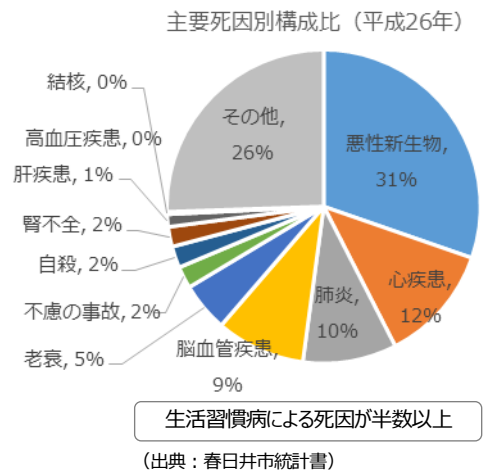
めざすまちの姿

- 健康を大切にするまち
- 福祉や医療が充実したまち

現状と課題

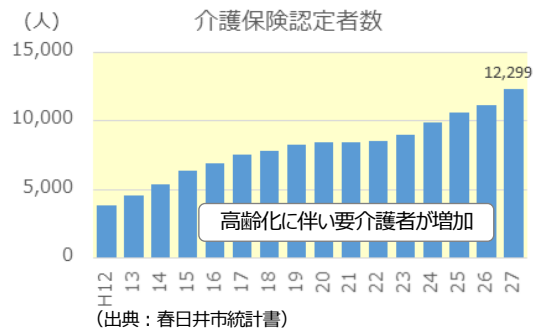
1 健康

- ① ライフスタイルの変化などにより、がん（悪性新生物）や心臓病などの生活習慣病による死因が半数以上を占めているほか、健康診査の受診率の低迷が続く（平成26年度34.9%）ため、市民が健康を意識し、健康づくりができる環境を整える必要があります。
- ② 高齢化の進行などにより健康を支える医療に対する需要の増加が見込まれるなか、誰もが安心して生活するためには、住み慣れた地域で適切な医療が受けられる体制を持続的に確保する必要があります。



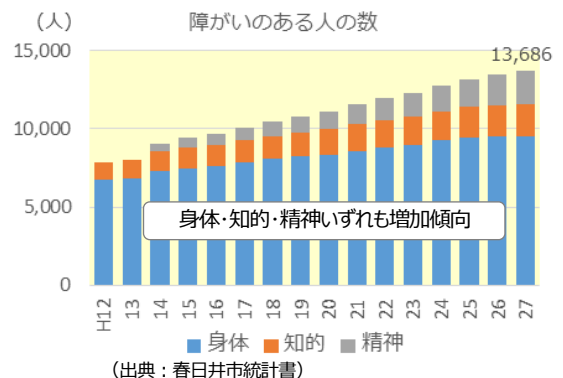
2 高齢者

- ① 高齢化の進行により支援や介護を必要とする高齢者が増加しているため、増加・多様化するニーズに対応した福祉サービスの提供が必要となります。
- ② 高齢者が増加するほか、平均寿命が延伸しているため、高齢者が元気に暮らすための支援や、いつまでも生きがいを持って生活できるための環境づくりが必要です。



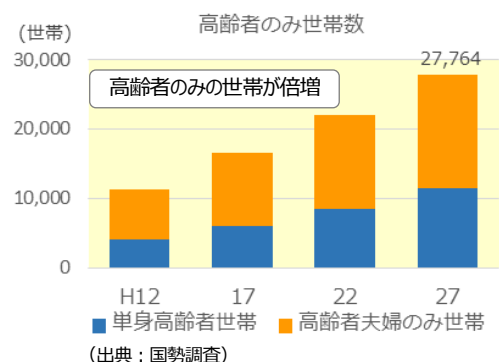
3 障がい者

障がいのある人の数は年々増加し、生活への不安や支援ニーズも多様化しているため、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるための環境づくりが必要です。



4 地域福祉

都市化の進展により地域のつながりの希薄化が懸念されるなか、高齢者のみの世帯や生活保護世帯が増加しているため、経済的な不安や社会的孤立などの問題を解消するほか、地域で支え合うことができる仕組みづくりを進める必要があります。



施策（市の取組み）

1 健康づくりの推進と地域医療の確保

- ①若い世代からの健康的な生活習慣の習得を支援し、疾病の発生予防や早期発見と重症化予防を推進するほか、健全な食生活の確立や心の健康づくりを推進し、生涯にわたる健康づくりを支援します。
- ②生活圏内で医療を適切に受けられる体制や救急医療体制の充実を図るほか、安心して医療を受けられるための支援を行い、社会全体で健康を支える環境づくりを推進します。

2 高齢者福祉の充実

- ①高齢者の自立支援と介護予防対策を充実するとともに、介護保険事業の円滑かつ適切な運営と在宅福祉サービスの充実を図ります。
- ②高齢者が培ってきた能力や経験を活かし、地域や社会で活躍できるよう高齢者の生きがいづくりや社会参加を推進します。

3 障がい者福祉の充実

- ①障がいのある人が安心して生活できるよう障がい福祉サービスの充実を図るほか、障がいのある人の自立や社会参加を支援します。
- ②障がいのある人に対する理解を深め、個性を尊重し、社会全体で障がいのある人の暮らしを支える環境づくりを推進します。

4 地域での支え合いの推進

- ①住み慣れた地域で、介護予防、医療、生活支援、介護などのサービスが受けられるよう、地域包括ケアシステムの体制づくりを推進します。
- ②高齢者のみの世帯のほか、生活の自立に不安や困難を抱える人とその家族、孤立化の恐れのある人などを支える仕組みや体制の整備を図るとともに、地域の福祉課題に対応するための支え合い活動を支援します。
- ③生活困窮に至る前に必要な支援を行うほか、生活困窮者の生活の安定と経済的な自立に向けて生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の適切な運営を図ります。

成果指標

	成果指標	現状	目標
健康			
高齢者			
障がい者			
地域福祉			

市民ができること

- 健康を意識した食事やウォーキング、自転車の利用を増やすこと
- 近所同士で声をかけ合い、困っている人がいれば手助けをすること
- 地域の活動やイベントに参加し、住民同士のつながりを強化すること

地域ができること

- 地域の中に高齢者などが気軽に集まれる場所や機会をつくること
- 高齢者の生活課題を掘り起こし、共有、解決できる仕組みをつくること

関連する主な個別計画など

- かすがい健康計画2023（平成26～35年度）
- 第6次春日井市高齢者総合福祉計画（平成27～29年度）
- 第3次春日井市障がい者総合福祉計画（平成27～29年度）
- 第3次春日井市地域福祉計画（平成22～31年度）

3 子ども

3 子ども

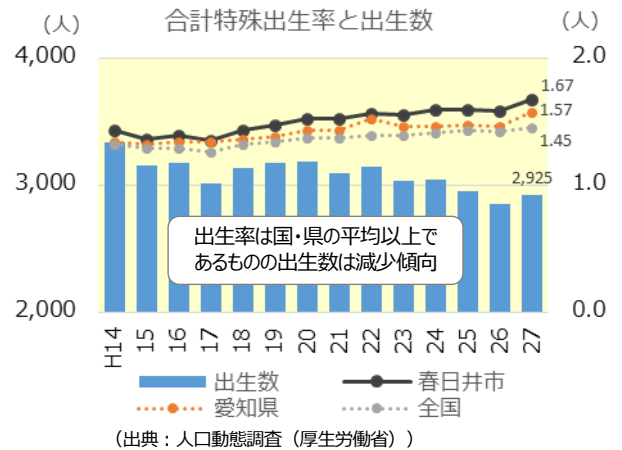
めざすまちの姿

- 子どもの成長を応援するまち
- 子どもの可能性を広げるまち

現状と課題

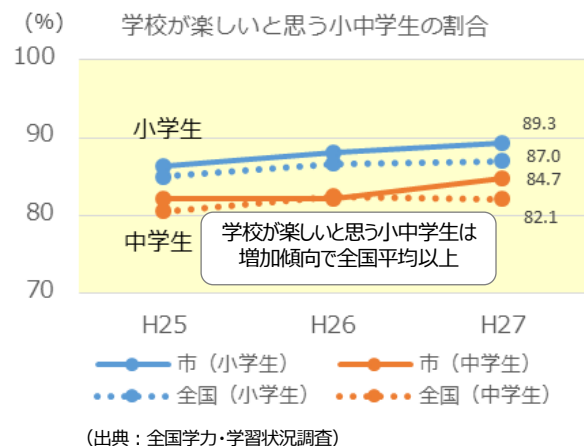
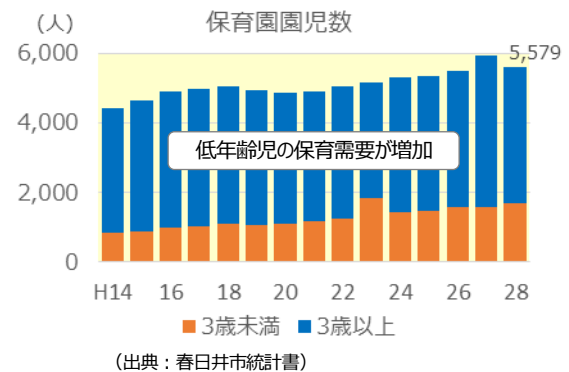
1 子育て

- ①本市の合計特殊出生率(平成27年度1.67)は、全国(1.45)や愛知県(1.57)の平均値を上回っているものの、出生数は減少傾向にあるほか、第3子以降の合計特殊出生率が全国の中でも低い状況(1,742市町村中1,341位)にあるため、結婚、出産の希望をかなえることができる環境づくりが必要です。
- ②核家族化の進展や共働き家庭の増加により保育ニーズが増加・多様化するほか、保護者の子育てに対する不安や負担も増加・多様化しているため、社会全体で子育てを支える環境づくりが必要です。



2 教育

- ①ICTを活用した教育や小中学校の耐震補強などの快適な学習環境を整えてきましたが、子どもの健やかな成長のため、持続的に良好な教育環境を確保することが必要です。
- ②核家族化の進展やライフスタイルの変化のほか、情報化の進展など社会変化が激しいなか、子どもがたくましく生きていくために、家庭と地域と学校が一体となって、子どもの健やかな成長を支えることが必要です。
- ③学校が楽しいと思う小中学生は増加傾向ではありますが、全国各地において顕在化するいじめ問題などをなくすため、思いやりの心を育むとともに、子どもの不安や悩みに対するきめ細かな支援を行う仕組みづくりが必要です。



施策（市の取組み）

1 子育て子育て支援の充実

- ①妊娠、出産、子育てに関する不安や負担の軽減を強化するほか、母子の健康を確保し、安心して子どもを産み育てることのできる社会の実現を図ります。
- ②保育園などの整備、多様で良質な保育サービスの提供を行い、保育ニーズに柔軟かつ迅速に対応するほか、地域の支えのなかでの子育て子育て支援を促進し、子どもの健やかな成長を支援します。
- ③ひとり親家庭や特別な支援を必要とする家庭への支援を行うほか、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応や子どもの貧困対策を推進し、家庭環境に関わらず子どもが希望を持つことができる社会の実現を図ります。

2 良好な教育環境の整備

- ①学力と体力の向上を図るとともに、多様化する教育ニーズへの対応や快適な学習環境の確保を図り、子どもの豊かな心と生きる力を育む学校教育を推進し、未来の活力につなげます。
- ②家庭や地域とのつながりのなかで、魅力ある学校づくりと教育力の向上を図り、学びを通じて、礼儀、思いやりや感謝の心を育み、ふるさとの誇りと愛着につなげます。
- ③安全・安心な学校給食の充実と食育を推進するほか、学校や地域における子どもの安全確保を図り、子どもの健やかな成長を支えます。
- ④いじめの未然防止や早期発見、不登校の子や特別な支援を必要とする子への支援などに取り組むほか、子どもを守るための相談体制の充実を図り、子どもと保護者が安心して生活ができる環境づくりをします。

成果指標

	成果指標	現状	目標
子育て			
教育			

市民ができること

- 妊婦や乳幼児を連れた人に配慮したり、子どもに寛容になること
- 子どもの手本になるように大人が率先して笑顔であいさつや声かけを行い、思いやりのある行動をすること
- 学校や地域の行事に参加し、地域で子どもを育む取組に協力すること

地域ができること

- 子どもが事故や犯罪に巻き込まれないよう、地域で子どもの登下校を見守ること
- 学校や市民活動団体などと協力し、子どもに多様な経験をさせること

関連する主な個別計画など

- 新かすがいっ子未来プラン（平成27～31年度）
- 春日井市教育大綱（平成28年～）
- 春日井市いじめ防止基本方針（平成29年～）

4 地域・文化・スポーツ

4 地域・文化・スポーツ

めざすまちの姿

- 人を思いやり、ともに助け合うまち
- 誰もが尊重され大切にされるまち
- 文化・スポーツに親しむまち

現状と課題

1 地域活動

- ①核家族化や少子高齢化、価値観の多様化などにより、家族や地域だけでは解決できない生活課題が増えたため、市民と行政がそれぞれの役割と責任などを再確認し、相互に理解し、連携することが必要です。
- ②町内会などの加入率が低下するとともに、地域活動の担い手の不足が懸念されるため、住民同士のつながりを深めるほか、誰もが地域の担い手として活躍できるための環境を整えることが必要です。
- ③増加・多様化する地域課題に対応するため、町内会やNPOなどの市民活動の活性化と、より多くの市民がボランティア活動や市政に関心を持ち、参加することが求められます。

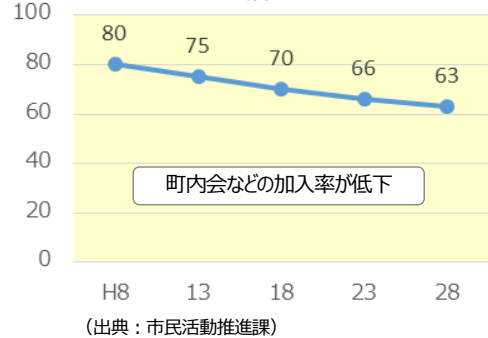
2 男女共同参画・多文化共生

- ①男女の差別意識がなくなっていると思う市民の割合は5割前後であるほか、男女間の意識の差があるため、男女が互いに尊重し、個人としての能力を発揮することができる社会を実現することが必要です。
- ②外国人住民の増加や国際化が進展するなか、地域で外国人と交流している市民は少ないため、外国人住民の自立と地域参加を支援するとともに、多様な場面での外国人との交流を通じ、互いの文化を認め合う意識を醸成することが必要です。

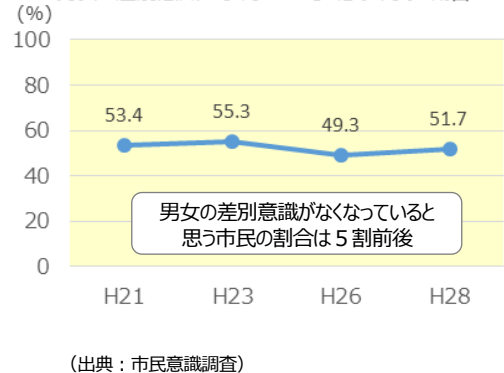
3 文化・スポーツ・生涯学習

- ①地域の文化や伝統に誇りを感じている市民の割合が低い場合、文化や歴史を大切にするとともに、文化芸術に親しむための取り組みが必要です。
- ②スポーツをする環境が整っていると思う市民の割合は39%に留まっているため、多くの市民がスポーツをするための環境づくりが必要です。
- ③自ら学習することが健康づくりや生きがいづくりにつながることが期待されるなか、生涯学習に取り組む人は減少しているため、多くの市民が学習活動を行うことができる環境づくりが必要です。

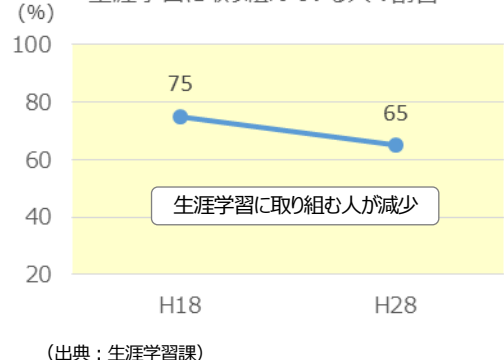
区・町内会・自治会等の加入率



男女の差別意識がなくなっていると思う市民の割合



生涯学習に取り組んでいる人の割合



施策（市の取組み）

1 地域コミュニティの活性化と市民参加の促進

- ①地域の課題解決に向けた町内会活動への支援とその担い手の育成を図り、地域の特色を活かした住民主体のまちづくりを推進します。
- ②住民が気軽に集まることのできる場の充実や地域における多世代交流を促進し、寛容で活力ある地域づくりを推進します。
- ③地域の課題解決や活力の創出に自発的に取り組む市民活動団体を支援するほか、これらの活動への関心を高めて、人を思いやり手を差し伸べることが生きがいにつながる生活文化の醸成を図ります。

2 ダイバーシティの推進

- ①誰もが互いの人権を尊重し、性別や世代による固定的な役割分担や差別の意識の解消を推進し、個性と能力を発揮し、活躍できる環境を整備することで、ともに支え合う社会の実現を図ります。
- ②地域活動、教育、文化など多様な場面での多文化共生を促進することで、国際化に対応できる人材育成を図りながら、互いの文化や習慣、価値観を理解し、認め合うことのできる社会の実現を推進します。

3 文化・スポーツ、生涯学習の推進

- ①書道文化の振興や文化財の保護と活用を図るとともに、文化芸術に親しむ機会や場の充実や文化芸術活動を担う人材の育成を促進し、誰もが文化芸術に親しむことができる環境づくりを推進します。
- ②身近にスポーツに親しむことができる機会や場を確保し、生涯スポーツやコミュニティスポーツを推進するとともに、スポーツ活動を支える人材の育成を促進し、誰もがスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進します。
- ③公民館や図書館などの施設を活用した学びや交流の機会や場の提供と参加しやすい環境づくりを行うほか、学びの成果が地域の活力や自らの心の豊かさにつながるよう支援し、市民の自発的な学びや多様な交流を促進します。

成果指標

	成果指標	現状	目標
地域活動			
男女共同参画・ 多文化共生			
文化・スポーツ ・生涯学習			

市民ができること

- 困っている人を見かけたらやさしく声をかけること
- 近所の人へのあいさつや声かけ、祭りなど地域行事への参加などにより、住民同士のコミュニケーションを積極的にとること
- 家庭や地域の中で自分にできることを考え、協力すること
- 趣味や生きがいを見つけて楽しく暮らすこと
- 家族や友人と一緒に文化活動やスポーツ活動などを行うこと

地域ができること

- 地域活動の中核となるリーダーや組織をつくること
- 住民同士が楽しく交流できる場や機会をつくること
- 思いやりを持ったおせっかいの連鎖による地域のつながりをつくること
- 地域の歴史や文化を共有し、次の世代に伝えること

関連する主な個別計画等

- 春日井市市民活動促進基本指針（平成24年～）
- 春日井市多文化共生プラン（平成20～29年度）
- 新かすがい男女共同参画プラン（平成24～33年度）
- 春日井市DV対策基本計画（第2次）（平成26年～）
- かすがい市民文化振興プラン（平成20～29年度）
- 春日井市スポーツ振興基本方針（平成26年～）
- 春日井市生涯学習推進計画（平成20～29年度）

5 都市基盤・産業

5 都市基盤・産業

めざすまちの姿

- 快適な住環境が整ったまち
- 活力を生み、人が集い交流するまち

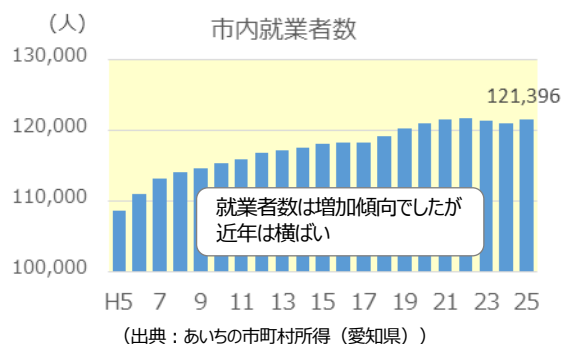
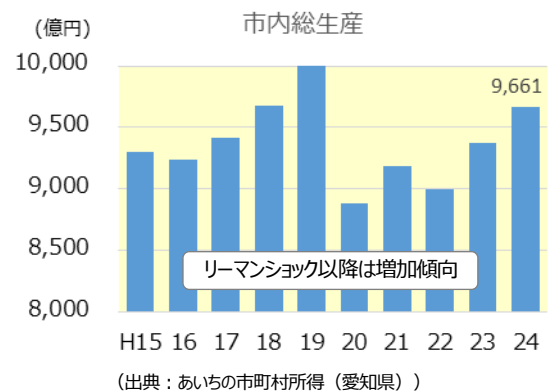
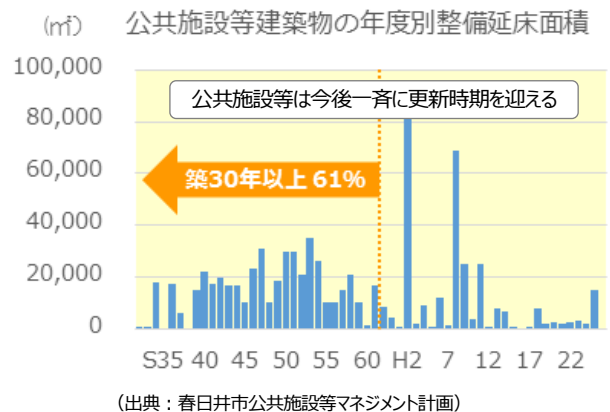
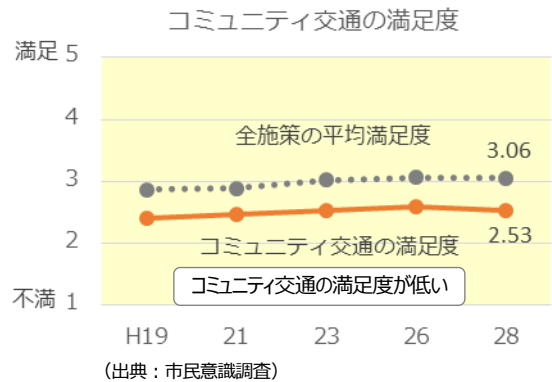
現状と課題

1 都市基盤

- ①人口増加に伴う基盤整備を行い快適な住環境を構築してきたなか、今後は人口減少や少子高齢化に対応しつつ、まちの活性化と快適な住環境を維持するまちづくりが必要です。
- ②高齢化の進行により高齢者の移動に不便が生じている地域もあり、交通に不便を感じている市民が多いため、地域における交通環境の充実が必要です。
- ③人口が急増した昭和40年代、50年代に整備されたインフラ資産の老朽化が進んでいるため、健全な財政運営を維持しながら計画的な維持管理が必要です。
- ④市街地開発や都市化の進展により憩いの空間が減少しているため、生活にやすらぎや潤いを感じることができる場の確保が必要です。

2 産業

- ①生産年齢人口の減少による労働力の低下や購買力の減少により、経済活動の規模が縮小し、雇用機会の減少、税収の減少などへの影響が懸念されるため、新たな雇用機会の創出につながる産業の活性化が必要です。
- ②人口減少や少子高齢化が見込まれるなか、にぎわいの創出を図るためには、幅広い産業集積などの地域資源を活用するほか、身近な地域で買い物ができる利便性の向上が必要です。
- ③労働人口の減少や不透明な社会経済情勢においても、性別や世代を問わず安心して働くことができ、本市で働くことが幸せにつながるような環境づくりが必要です。
- ④高齢化や都市化の進展により農業を取り巻く環境の厳しさが懸念されるため、農を大切にし、農への理解を深める取組が必要です。



施策（市の取組み）

1 都市基盤整備の推進

- ①良好な市街地の整備と保全のもと秩序ある土地利用を促進するなかで、鉄道駅周辺の整備促進や地域の特性に応じた拠点の形成と活用による活性化のほか、都市機能の誘導・充実を図り、魅力ある住環境の形成や新たな交流とにぎわいの創出を推進します。
- ②住み慣れた地域での生活を支える公共交通の利便性の向上と利用促進を図るほか、地域の実情に合わせた移動手段の確保や日常生活に必要な機能の集約を促進します。
- ③快適で安全な生活環境の維持のため、道路、橋梁、上下水道などのインフラ資産の計画的な整備・維持管理を行います。
- ④やすらぎを感じ、地域に愛される空間の承継と創出を図るため、良好な河川環境の保全、緑化の推進、公園や街路樹の整備・維持管理を行うほか、これらにおける市民参加を促進します。

2 産業の振興と安心して働ける環境づくりの推進

- ①優良企業の誘致や事業拡大に対応した企業立地を推進し、地域経済の発展や雇用の創出を図ります。
- ②研究開発、設備投資、販路開拓など新たな事業活動を支援するとともに、経営基盤の強化のための支援を行い、新たな事業の創出と企業の成長を促進します。
- ③ワーク・ライフ・バランスを推進するほか、若者、女性、高齢者などの就業や働きやすい職場づくりを促進し、多様な働き方と働く機会を創出することで、安心して働ける環境づくりと生産性の向上につなげます。
- ④春日井の魅力となる地域資源の活用と創出を推進するとともに、地域の商業の活性化を促進し、交流機会の充実と地域のにぎわいづくりを図ります。
- ⑤地域の特性に応じた農業を振興するため、農業の担い手の育成、農地の保全・活用や地産地消による農業基盤の充実を促進するとともに、農に親しむ機会と場の充実を推進します。

成果指標

	成果指標	現状	目標
都市基盤			
産業			

市民ができること

- 車ではなくバスや電車などの公共交通機関を利用すること
- 地域の商店を利用すること
- ワーク・ライフ・バランスを理解し、実践すること
- 市民農園などで野菜を作り、近所におすそ分けすること

地域ができること

- 移動時の乗り合いなど住民同士で高齢者の外出を支援すること
- 地域で公園や街路樹などの手入れや管理をすること

関連する主な個別計画など

- 春日井市都市計画マスタープラン（平成22～31年度）
- 春日井市立地適正化計画（平成28～48年度）
- 高蔵寺リ・ニュータウン計画（平成28～37年度）
- 春日井市水安全計画（平成23年度～）
- 春日井市下水道基本計画（平成24～37年度）
- 春日井市産業振興アクションプラン（平成26～30年度）
- 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年～）

6 環境

6 環境

めざすまちの姿

- 環境にやさしいまち

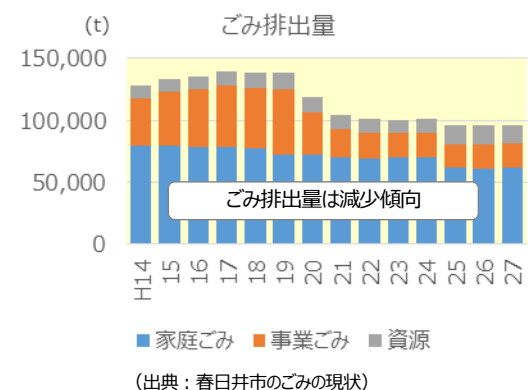
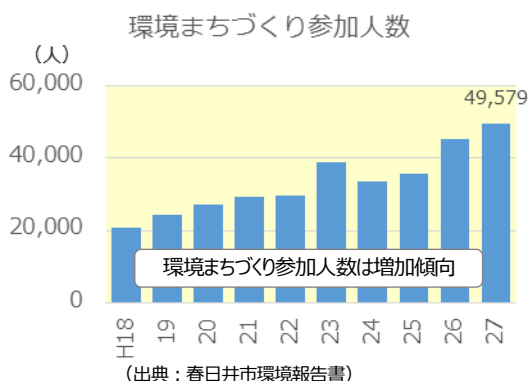
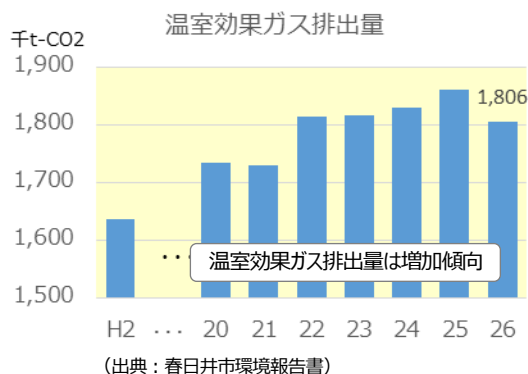
現状と課題

1 自然環境

- ①物質的な豊かさや利便性を求めることで大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会が形成されるなか、地球環境の保全に向けて、市民、事業者、行政が一体となって、地球温暖化などの地球環境問題に取り組む必要があります。
- ②東部地域の丘陵地のほか、市街地の公園、社寺林や緑道などの豊かな自然環境は、地球温暖化の防止につながるほか、市民にやすらぎと潤いを与えてくれるため、一人ひとりが身近な自然環境を大切にすることが求められます。

2 ごみ・生活環境

- ①ごみの排出量は2007年（平成19年）をピークに減少傾向にあるものの、家庭ごみの減少率は低い状況であるため、さらなる家庭ごみの減量と資源化に取り組む必要があります。
- ②不適正なごみの分別や排出、カラスなどによるごみの散乱が見受けられるごみステーションがあるほか、不法投棄やペットのふんの放置、適切に管理されていない空き家などによる衛生面や防犯面での不安が生じるため、モラルの向上を通じた良好な生活環境の確保が求められます。



施策（市の取組み）

1 生活と自然の共生

- ①再生可能エネルギーの利用や省エネルギーを意識した行動など環境にやさしい取組みを促進するとともに、事業活動や日常生活における公害の未然防止と環境負荷の低減を促進し、持続可能な社会の実現を図ります。
- ②豊かな自然環境を守り育てるなかで、自然と親しむ場や機会の充実を図るほか、希少な動植物の保護・再生を促進し、いつまでも身近に自然を感じることができる生活環境の形成を推進します。

2 ごみ減量とまちの美化の推進

- ①「もったいない」の心を育み、3Rの実践によるごみの減量と資源の有効活用を推進するほか、ごみの適切な収集・処理を行い、市民、事業者、市が一体となって循環型社会の実現を図ります。
- ②住んでいるまちを好きになるためには、衛生的で快適な生活環境の確保が欠かせないため、ごみ出しルールやマナーの遵守と地域環境に配慮した環境美化意識の向上を促進するほか、地域における自主的な環境美化活動を促進します。

成果指標

	成果指標	現状	目標
自然環境			
生活環境・ ごみ			

市民ができること

- 自然にふれあい、自然を楽しむこと
- 節電・節水などの環境に配慮した行動を実践するほか、低炭素型の製品を選択すること
- ごみの減量のために不要なものは買わず、再利用すること
- ごみの分別やごみ出しマナーを守ること
- ごみのポイ捨てを行わないほか、ペットの散歩時のふんの処理などのマナーを守ること
- 地域の清掃活動に参加したり、ガーデニングをすること

地域ができること

- 自然にふれあう場や機会をつくること
- 地域の清掃活動や植栽の手入れをすること

関連する主な個別計画など

- 春日井市環境基本計画（平成14～33年度）
- 春日井市地球温暖化対策実行計画（平成24～62年度）
- 春日井市空き家等対策計画（平成28～32年度）
- 春日井市ごみ処理基本計画（平成24～33年度）

第4部 総合計画の実現に向けて

総合計画の実現に向けて、施策を効果的に推進するために必要な事項について定めています。

第1章 まちづくりの進め方

- 1 効果的・効率的な行政運営
- 2 市民協働の推進
- 3 地域資源を活用した活力の創出

第2章 総合計画の進行管理

- 1 成果指標の意義
- 2 推進体制

第1章 まちづくりの進め方

総合計画を着実に推進するためには、地域における資源を最大限に活用し、総合的かつ戦略的な事業展開を図る必要があります。

事業展開に当たっては、行政、市民、事業者などの都市経営の主体が地域社会の一員として協力し合うことが不可欠です。

また、行政においては、市の未来に責任を持ち、最少の負担で最大の効果を目指す都市経営の中核となり、都市全体における多様な主体を活用するとともに、自らも効果的・効率的な行政運営を進めることが必要です。

事業展開に向けた基盤強化のため、「効果的・効率的な行政運営」、「市民協働の推進」、「地域資源を活用した活力の創出」に取り組みます。

1 効果的・効率的な行政運営

少子高齢化の進行や都市化の進展に伴い、公共的に解決すべき社会ニーズの増加と楽観視できない財政状況が見込まれるなか、安定した市民生活を保障するための市民サービスを提供することが求められます。

そのため、将来を見据えた堅実な財政運営のもと、市民ニーズを的確にとらえ、効果的・効率的な行政運営を行いながら、新たな価値を創造し、市民サービスを提供することで、多くの人が「暮らしやすさ」や「幸せ」を感じることができるまちづくりを進めます。

【課題】

- ①市民ニーズや行政課題の増加・多様化が予測されるため、これらに柔軟かつ機動的に対応できる推進体制を整備し、さらなる行政改革を進め、自律的な行政運営を進めることが必要です。
- ②重点的な取り組みや事業のスクラップ&ビルドの成果を明確化するため、効果検証を活かした仕組みの構築とその見える化が必要です。
- ③社会保障費の増加、公共施設等の老朽化などによる財政負担の増加が予測されるため、健全で持続可能な財政運営を進めることが必要です。

2 市民協働の推進

核家族化や少子高齢化の進行などに伴い、家族や地域だけでは解決できない生活課題が増加、多様化することが懸念されます。

そのため、市民の主体的な活動を尊重し、補完をしながら、市民サービスを提供することで、多くの人々が「暮らしやすさ」や「幸せ」を感じることができるまちづくりを進めます。

【課題】

- ①春日井市市民活動促進基本指針（平成24年11月）の具現化に向け、まちの課題解決に向けた仕組みづくりと体制づくりが必要です。
- ②区・町内会・自治会を中心とした市民活動の促進とコミュニティの活性化のため、まちづくりに参加しやすい環境づくりときっかけづくりを進め、住民自治の発展につなげることが必要です。

3 地域資源を活用した活力の創出

「少子高齢化」、「人口減少」、「健全な財政運営」に適切に対応するため、今までに築き上げた都市基盤のほか、本市の特性や魅力などの資源を活用し、新たな活力の創出を図り、市の持続的な発展を目指します。

(1) 公共施設等の活用

公共施設等の老朽化に適切に対応するとともに、新たな交流の場やにぎわいの創出などの付加価値を高め、施設の機能を最大限に活かすための整備が必要です。

(2) 民間活力の活用

多様化する市民ニーズや行政課題に対応するため、民間事業者の資金、知識、能力などを積極的に活用することが必要です。

(3) 効果的な土地利用の推進

住環境と自然環境に配慮した適切な土地利用のもと、地域活力の創出や生活環境の改善を図るための効果的な土地利用が必要です。

(4) シティプロモーションの推進

本市の魅力を総合的かつ戦略的に発信し、若い世代から選ばれるまちとなることが必要です。

第2章 総合計画の進行管理

総合計画を効果的・効率的に推進していくためには、取組状況を常に点検し、適切に評価し、その結果に基づき改善をする多層的なPDCAサイクルを確立することが必要です。

1 成果指標の意義

総合計画の進行管理について、市民とともにわかりやすく行うため、施策ごとに成果指標を設定しました。

成果指標については、各政策分野のめざすまちの姿の達成度を確認するための1つの目安として活用します。

客観的な数値による「客観的指標」と市民の評価による「主観的指標」を組み合わせ、わかりやすいものとし、その推移を検証に活用し、改善するまでのPDCAサイクルを確立し、「見える化」することで計画の進行管理を行います。

2 推進体制

総合計画の実現に向け、全ての職員がその責任と権限に応じて、創意工夫し、施策を推進し、事業を実施します。

(1) 施策点検と事業点検

施策ごとに、成果指標などを活用した点検を行うほか、施策を構成する事業の点検を行い、点検結果を踏まえて、次年度の事業のスクラップ&ビルドや業務の改善につなげていきます。

(2) 附属機関の活用

施策や事業の効果検証を効果的・効率的に行うため、個別の行政分野に係る計画などを審議する附属機関を活用します。

(3) 全体検証

総合計画の推進に係る有効性・効率性を検証するために、外部の有識者などによる検証を行います。

